

カーテン等賃貸借業務仕様書

目次

I. 業務概要.....	1
1 業務名.....	1
2 業務の目的.....	1
3 借入期間.....	1
4 納入期限.....	1
II. 業務内容.....	1
1 カーテン等の数量及び寸法.....	1
2 カーテン等の生地、品質性能等.....	1
3 カーテンの生地及び縫製加工について.....	3
4 カーテン等の保守管理.....	4
III. その他.....	6
1 従事者管理.....	6
2 作業従事者の要件.....	6
3 関係機関等への届出.....	7
4 病院への届出.....	7
5 その他.....	7

I. 業務概要

本仕様書は、浜松医療センター（以下「委託者」という。）におけるカーテン賃貸借及びメンテナンス業務内容の基準事項を規定するものである。ただし、本仕様書に規定のない事項であっても、業務の性質上または現場の状況に応じて委託者が必要と認めたものは、契約金額の範囲内で受託者は対応するものとする。

1 業務名

カーテン等賃貸借業務（以下「本業務」という。）

2 業務の目的

本業務は、病院業務を行うにあたり設置するカーテン等を乙が賃貸借により供給するとともに、メンテナンスを主とした保守を行うことにより清潔で快適な院内環境を目指し、病院業務の円滑な運営に資することを目的とする。

3 借入期間

令和6年1月1日～令和11年3月31日（63か月）

4 納入期限

取り付けはすべて賃貸人が行うものとし、令和5年12月31日までとする。ただし、令和5年11月～12月を目途に新病院の完成記念式典・内覧会の開催を予定しており、会場や施設見学の対象となる諸室については、先行してカーテン等を設置すること。なお、先行設置場所の詳細については、委託者より別途指示する。

II. 業務内容

1 カーテン等の数量及び寸法

別紙4「カーテン等部屋別一覧表」の通りとする。ただし、受託者は縫製前に現場にて実測を行い、その結果に基づいてメーカー縫製（必ず）を行い、その時生じた数量及び寸法の増減を直ちに委託者に事前・事後の内容をデータを添えて報告すること。

2 カーテン等の生地、品質性能等

別紙4記載品と同等品にて見積りする場合は、事前に委託者に生地及び性能の判る資料（カタログ等）を提示し、承認を得ること。

(1) 窓用カーテン（ドレープ・遮光・レース）

ア ポリエステル100%とすること。

- イ 収縮率は、水洗い及びドライクリーニングともに、縦横 1.0%以内とすること。
- ウ 消防庁認定の難燃性繊維を使用し、防災性能を有するものとする。また、防災ラベルの「(イ) (水洗い洗濯及びドライクリーニングについて基準に適合)」するものを使用のこと。
- エ 耐光堅牢度、洗濯堅牢度、収縮率ともに JIS 規定等に適合するものとする。
- オ 「MRSA」をはじめ、広範囲の細菌・カビ類の増殖を抑制する制菌性を持った生地でクリーニング後もその効果が変わらないこと。

(2) 間仕切りカーテン (上部メッシュ)

- ア ポリエステル 100%とすること。
- イ 縫い合わせのない一体構造とすること。
- ウ 赤 SEK マークの商品を使用すること。
- エ 上部ネット部分のスプリンクラー散水透過率は、65%以上とすること。
- オ 消防庁認定の難燃性繊維を使用し、防災性能を有するものとする。また、防災ラベルの「(イ) (水洗い洗濯及びドライクリーニングについて基準に適合)」するものを使用のこと。
- カ 耐光堅牢度、洗濯堅牢度、収縮率ともに JIS 規定等に適合するものとする。
- キ 「MRSA」をはじめ、広範囲の細菌・カビ類の増殖を抑制する制菌性を持った生地でクリーニング後もその効果が変わらないこと。

(3) 間仕切り遮光カーテン

- ア ポリエステル 100%とすること。
- イ 収縮率は、水洗い及びドライクリーニングともに縦横 1.0%以内とすること。
- ウ 消防庁認定の難燃性繊維を使用し、防災性能を有するものとする。また、防災ラベルの「(イ) (水洗い洗濯及びドライクリーニングについて基準に適合)」するものを使用のこと。
- エ 上部ネット部分のスプリンクラー散水透過率は、65%以上とすること。
- オ 耐光堅牢度、洗濯堅牢度、収縮率ともに JIS 規定等に適合するものとする。
- キ 「MRSA」をはじめ、広範囲の細菌・カビ類の増殖を抑制する制菌性を持った生地でクリーニング後もその効果が変わらないこと。

(4) 間仕切りシャワーカーテン

- ア ポリエステル 100%とすること。
- イ 収縮率は、水洗い及びドライクリーニングともに縦横 1.0%以内とすること。
- ウ 消防庁認定の難燃性繊維を使用し、防災性能を有するものとする。また、防災ラベルの「(イ) (水洗い洗濯及びドライクリーニングについて基準に適合)」す

るものを使用のこと。

エ 耐光堅牢度、洗濯堅牢度、収縮率ともに JIS 規定等に適合するものとする。

(5) ロールスクリーン (共通)

ア 消防庁認定の難燃性繊維を使用し、防炎性能を有するものとする。

イ 抗カビ効果のある生地であること。

ウ 水拭きが可能な生地であること (ガラス繊維及び PVC 品)。

エ 色・柄が「カーテン等部屋別一覧表」の記載品と同等であること。

オ その他の事項は、委託者と打合せの上了解を得ること。

3 カーテンの生地及び縫製加工について

(1) 共通事項

ア カーテンは全てメーカーでの本縫いとする。

イ サイズ布は病院名、部屋名、品番、寸法を明記する。

以下、基本カーテン縫製仕様

	窓用ドレープ・遮光・レースカーテン	間仕切り・シャワーカーテン
ヒダ	二ツ山 ヒダ倍率 1.5 倍以上	1.0 倍以上
トップ	幅 75mm 芯地入 完全三ツ折仕上げ	10mm 程度折曲げ テープ縫付
サイド	幅 25mm 完全三ツ折仕上げ	25mm 程度折曲げ 完全三つ折り
ボトム	幅 100mm 完全三ツ折仕上げ	ホツレ防止されていないもの及び丈の調整をした生地は完全三つ折り仕上げ
フック	75mm アジャスターフック	ポケットフックテープ
タッセル	共生地舟形 (ドレープのみ)	マジックテープ付共生地平型タッセル縫い付け (左右・高さは各部署での打合せが必要)

(2) 窓用ドレープ・遮光・レースカーテンについては、ヒダ倍率を 1.5 倍以上とし、二ツ山仕様にて仕上げる。

(3) カーテン布は、防炎ラベル (イ) を洗濯ラベルと共に 1 枚毎縫付ける。

(4) 別紙 4 のヒダ倍率に係る項目が 1.0 倍となっている箇所については、全国に広く普及しているポケットテープフックとする。

(5) 別紙 4 のタッセル「有」となっている箇所は、全箇所同生地でタッセルを準備し、「縫付」となっている場合は全てマジックテープ付きタッセルを裾より 800mm 程度 (場所により高さ確認が必要) の位置に縫付ける。

- (6) 受託者のカーテンへの社名表示は、出来る限り小さくし目立たないよう配慮すること。
- (7) 全てのカーテンフックは錆びづらいものを使用し、カーテンが脱落せず、ランナーから抜け落ちないように仕上げる。 (プラスチック製及びマジックテープ式のもの不可)
- (8) メッシュ付のカーテンは別紙 4「カーテン等部屋別一覧表」にあるメッシュ丈にて仕上げる。また、仕上げは縫製仕様の欄を参照すること。

4 カーテン等の保守管理

(1) 定期メンテナンス

ア 共通

- (ア) 定期メンテナンスは、汚染の状況に関わらず、全てのカーテン等のクリーニング (交換、洗濯、清拭、洗浄等) を行うこと。
- (イ) 契約期間中の 12 か月メンテナンス実施回数は、計 4 回とする。
- (ウ) 定期メンテナンスは全行程を 12 工程 (12 日) 以内、10 週間以内に完了すること。なお、委託者の希望や現場の意向により延長する場合はその限りではない。

イ カーテン

- (ア) メンテナンスの方法は、予備カーテンとの交換方式とし、常にカーテンが取り付けられている状態を維持すること。取り付けを行う予備カーテンも別紙 4「カーテン等部屋別一覧表」と同等のものを使用すること。
- (イ) クリーニング後のカーテンは完全に乾燥した状態で取り付けることとし、生乾きで取り付けてはならない。乾燥については、最低でも 1 日以上自然乾燥を行うこと。(湿った状態での持ち込み、取り付けは患者に不快感を与えるだけでなく、細菌等の繁殖の恐れが考えられるため。)
- (ウ) 汚水の排出・水道の仕様及び周囲への影響を考慮し、現地でのカーテン洗浄は禁止とする。
- (エ) クリーニングの工程は次の通りとし、院内感染の防止を心掛けること。
クリーニング時の工場は、保健所の許可を受けた工場にて行うこと。
 - a 予洗 (1 回～2 回常温にて最低 5 分以上)
 - b 本洗 (1 回～2 回 30℃～60℃、16～20 分)
 - c 濯ぎ (2 回～3 回、1 回につき最低 3 分以上)
 - d 脱水 (遠心分離機にて絞り脱水)
 - e 検品 (汚れ、シミ等がみられる場合には a の工程へ)
 - f プレス仕上げ (カーテン用ヒートローラーで 1 枚ずつプレス仕上げ)
 - g 乾燥工程 (ヒートローラーが使用出来ないカーテンは乾燥機にて仕上げる)

乾燥工程に於いてプレス機を使用しない方が（抗菌性能等が破壊されるため）良いとされていますが、使用する際は 当て布をするなど、メーカーに相談の上行うこと。

※委託者の希望する機能性能を守る責任を負いクリーニングを行うこと。

※染み汚れに関しては通常クリーニングとは別に染み抜き工程を行うこと。

- (オ) カーテンレールの点検及び補修（ビスの緩み、ランナーの交換及び補充等への対応）を行うこと。
- (カ) 定期メンテナンスの際に UST 内のシャワーカーテンの洗浄も併せて行うこと。内訳は別紙 4-2「UST カーテン部屋別一覧表」を参照すること。洗浄にかかる費用も金額に含めること。
- (キ) 日やけ、破れ等美観をそこなうものは、職員の指示に従い速やかに交換すること。

ウ ロールスクリーン

- (ア) ロールスクリーンは現場にて除塵し、除菌洗剤を浸潤させた布で清拭した上で、清潔な布で拭き上げを行うこと。
- (イ) ロールスクリーンの作動不良等については、適宜、簡易な修繕及び必要な調整を契約金額の範囲内で行うこと。この場合、上記以外の場合が発生した場合、委託者との相談・協議を行い、常時スムーズな運営に配慮を行うこと。

(2) 臨時メンテナンス

カーテン等が突発的に汚染した際の臨時クリーニング（交換、洗濯、清拭、洗浄等）や破損時の補修等についても、契約金額の範囲内で対応すること。また、受託者は、あらかじめ代替（予備）カーテン及び回収用のランドリーバッグを用意し、委託者の施設内に設置すること。（軽微な補修縫製も含む）（※ 作業完了後の納品も行うこと）

ア 実施回数

随時

イ メンテナンス内容

- (ア) 速やかに当該カーテン等のクリーニング（交換、洗濯、清拭等）、プレス仕上げ、または補修縫製を行うこと。
- (イ) 作業完了後のカーテン等を納品すること。

(3) 作業上の留意点

- ア 作業を行う前に各部署の責任者等に申し出、了解を得ること。
- イ カーテン等の脱着は、患者等に配慮しつつ、受託者が自ら行うこと。

- ウ 各病室等への出入りには細心の注意を払うとともに安全かつ迅速に作業を行い、委託者の業務に支障が出ないように努めること。
- エ 作業に使用する脚立、運搬台車、ランドリーカート、ランドリーバッグ等は、清潔なものを使用すること。
- オ カーテン回収時は、ランドリーバッグ等に収納し、極力施設内で埃が飛散しないよう配慮すること。
- カ ランドリーバッグ等は、回収時と納品時で専用のバッグを使用し、区別して使用すること。ケースを使用する場合は清拭済みのものを使用すること。
- キ 代替カーテンは、汚れ・シワ等のない清潔なものを使用すること。
- ク メンテナンス時に軽微な破れや破損の有るカーテン等を確認した場合、クリーニング後に補修縫製を行って戻すこと。
- ケ 補修不可能なカーテンレールに関しては、別途協議の上で対応すること。
- コ 受託者は、作業員全員に、統一した清潔な作業着及び名札を身に着けさせること。
- サ 作業実施に際しては、鍵の授受を明らかにするとともに、火災や盗難の防止に留意すること。作業終了後は、消灯、施錠、火気確認を徹底すること。
- シ 受託者は、作業完了後、作業完了届を甲の担当者に提出すること。

(4) 感染性の汚染が認められるカーテンの取り扱い

- ア 感染性リスクがあると判断されるカーテンについては、原則として委託者の施設内で次亜塩素酸ナトリウムを希釈した消毒液に30分以上浸漬した上での、院外でのクリーニングが望ましいが、感染といっても様々な種類が考えられるため、国の定める消毒・洗濯方法を研究し委託者との相談の上、出来る限り早急に対応を行うよう努力すること。

III. その他

1 従事者管理

- (1) 受託者は、委託者の施設における作業時には、メンテナンス責任者を配置し、他の従事者の指導、監督を行うこと。
- (2) 委託者の施設内における作業従事者については、写真入りの名簿及び組織図を提出すること。

2 作業従事者の要件

- (1) カーテンの交換作業は、カーテン、カーテンレール等の知識を十分に有しているスタッフが行うこと。
- (2) 周産期病棟や産婦人科等の交換作業に於いては、予め現場の責任者の方との打ち合わせを行い、様々な配慮を持って作業にあたること。

- (3) 作業者は、病院内での作業を考慮し可能な限り各種感染症ワクチン接種をしていること。(※体調不良者は作業を行わないこと)

3 関係機関等への届出

- (1) 所轄の消防署等、関係機関への届出を遅滞なく行うこと。(防火対象物品使用届等)

4 病院への届出

- (1) クリーニングメンテナンスの対応を確認する意味で各業者はカーテンの洗濯設備・消毒設備及び予備カーテンの写真を提出すること。また、確認のための立ち入り検査の際には検査に協力すること。
- (2) 医療関連サービスマークについては、所有が望ましく、所有業者は提出すること。

5 その他

- (1) 仕様書上の疑義が生じた例が伺われる場合は、カーテン納入後巾・高さ・要尺・仕様との合致等の点で、検査を行い、是正を行うこと。原則、落札金額内で対応すること。
- (2) 仕様書に無い事項については、賃借人及び賃貸人双方で協議すること。